

令和7年度集落営農人材育成事業業務委託仕様書

1 事業目的

地域農業の継続を図るためには、集落営農組織等においてスマート農業技術（ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業）や機械操作技術を活用できる新たな人材を確保・育成することが重要である。

このため、本業務は集落営農組織等で活用できる知識や技術を実践的かつ体系的に学ぶことができる連続講座の開催の業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 集落営農組織等で活用できる知識や技術を実践的かつ体系的に学ぶことができる連続講座の開催

ア 連続講座は、現地ほ場や会場を借り上げ、実際にスマート農業技術や機械操作技術を体験しながら学ぶことができるものとし、内容は以下のとおりとする。

対象：県内の集落営農組織等の代表者から推薦のあった農業未経験者または経験の浅い者

内容：①ドローンを活用したほ場管理等のスマート農業技術

②直進トラクタ等による耕耘作業

③農業機械点検・メンテナンス作業等を含み、合計3回以上開催すること。

定員：20名程度

イ 講座開催日について、土日祝等の参加しやすい環境で実施し、開催時間は半日程度とすること。

開催内容により一度に指導できる人数が限られる場合は、10名×2巡(午前、午後)などとする。

ウ 講座で活用する農業機械等は特定のメーカー等に偏らないように配慮すること。

エ 講座の周知のため、チラシを作成すること（参加者の募集・決定は県が行う）。

オ 講座の講師は、スマート農業機械に関する知識や経験を有し、機械メンテナンスの技術指導ができる者を提案すること。

カ 研修会当日は会場運営、進行、参加者および講師への対応等、必要な業務を行うこと。

キ 実演会にかかる経費の支払を行うこと。傷害保険に加入し、費用を負担すること。

(2) その他、業務を達成するのに必要な業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金曜日）

4 委託料

委託料は、3,000,000円（消費税および地方消費税含む）以内とする。

5 成果物の提出について

- (1) 県は受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等について中間報告を求め、または実地に調査することができるものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、業務完了報告書、委託業務の内容を取りまとめた報告書（データを含む）を(3)の納品場所に速やかに提出しなければならない。
- (3) 受託者は、本委託業務の完了後、業務完了報告書、委託業務の内容を取りまとめた報告書およびそれらを記録したデータを滋賀県農政水産部みらいの農業振興課に速やかに提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県や県が認める事業者等が行う他の媒体での活用を妨げないものとする。
- (4) 委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定するものとする。
- (5) 本業務を再委託する場合、事前に再委託の範囲および再委託先を県と協議し、了承を得るものとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決するものとする。
- (6) 県は、受託者が委託業務の実施にあたり、当該仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- (7) 受託者は、今回の業務に関して、県以外から委託業務による収入を得てはいけない。
- (8) 受託者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。
- (9) その他、委託業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と受託者が協議の上、別に定める。